

新宮町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和54年4月1日	計画給水人口	260 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(財務)	現在給水人口	210 人
		有収水量密度	0.13 千m ³ /ha

② 施設

水 源	ダム			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	5.565 千m
	配水池設置数	1		
施 設 能 力	200 m ³ /日	施 設 利 用 率	27.5 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え	本町簡易水道事業の水道料金は、「基本料金」と「使用水量に応じた従量料金」、「メータ使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1m ³ 当たりの単価が高くなる逦増型料金体系となっています。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	昭和54年4月1日		

<料金表(1か月当たり)>

(税抜)

	使用水量	金額
基本料金	6m ³ まで	1,300円
従量料金	7~15m ³	250円/m ³
	16m ³ 以上	300円/m ³
	一時用	300円/m ³

(税抜)

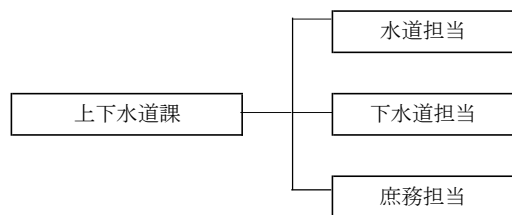
	口径	金額
メーター使用料	13mm	100円
	20mm	150円
	25mm	200円
	30mm	300円
	40mm	400円
	50mm	2,000円
	75mm	3,000円

④ 組織

(R7.10.1)

新宮町上下水道課は、水道工務担当、下水道工務担当、庶務担当で構成されています。
職員数は、課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(7人)、主任主事(2人)、主事(1人)の16人です。
このうち、主に水道事業と兼務で簡易水道事業に従事する職員は8人です。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	1人	人	1人
51～60歳	2人	人	2人	人	4人
41～50歳	人	2人	2人	3人	7人
31～40歳	人	人	人	1人	1人
～30歳	人	1人	1人	1人	3人
合計	2人	3人	6人	5人	16人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- ① 維持管理業務等の委託
水道施設の運転及び維持管理と共に水道の開閉栓、漏水調査などを包括的に、民間委託することで業務の効率化と経費削減を図っています。
- ② 広域化の取組
福岡地区水道企業団に水質検査を委託することで、経費節減を図っています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

別紙のとおり

2 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も減少が続く見込みです。

予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口(人)	198	192	186	181	175	170	165	160	156	151
世帯数(世帯)	103	101	98	96	94	92	90	88	86	84
人口減少率(%)	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(2) 水需要の予測

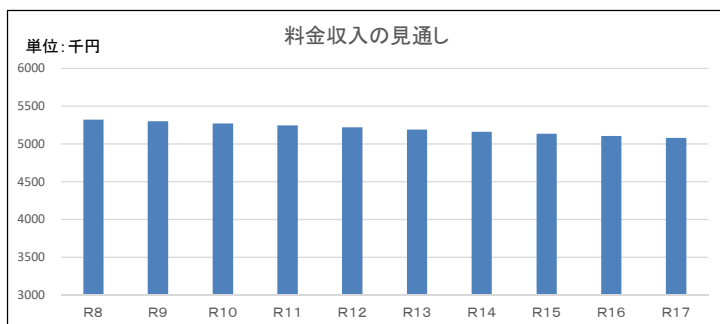
相島地区の人口減少に伴い、水需要(有収水量)の減少が見込まれます。

予測値

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
有収水量(m ³ /日)	42	41	39	38	37	36	35	34	33	32
1人1日平均給水量(ℓ/日)	214	214	214	214	214	214	214	214	214	214

(3) 料金収入の見通し

水需要(有収水量)の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれます。



(4) 組織の見直し

現段階で職員数の変更は予定していませんが、今後、ウォーターPPP等の導入を検討し、適切な人員配置を目指します。

3 経営の基本方針

(基本方針)

持続可能な簡易水道事業運営のためにデジタルトランスフォーメーションを推進し、ウォーターPPPの導入による費用対効果を検証するとともに効率的な事業運営を目指します。

(具体的な施策)

- ①簡易水道事業の健全経営のため、経費削減に努めるとともに、ウォーターPPPの導入を検討します。
- ②水道管路及び水道施設の効率的な維持管理に努めます。
- ③スマートメーターによる水道検針を継続します。
- ④簡易水道料金の料金体系の在り方について検討します。

4 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別添のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	内容
	浄水場及び取水施設の機械電気設備更新・改修は予定していませんが、必要に応じて対応していきます。

施設更新事業予定なし

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	内容
	簡易水道事業としてのサービスを持続的に提供するため、必要な財源確保に努めます。

給水区域の拡大は見込まれず、料金収入は今後減少していく見込みです。
経常的な資金不足を補うため、一般会計補助金に依存した経営となっています。
建設改良費の財源として、国庫補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料	主に、水道施設運転維持管理包括委託です。 令和8年度～令和17年度 事業費 134百万円
修繕費	配水管漏水及び浄水場等の修理費を推定しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 9百万円
動力費	水需要に応じた取水施設の効率的な運用を前提に積算しています。 令和8年度～令和17年度 事業費 16百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	内容
	現段階では、検討事項はありません。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	今後、ウォーターPPP導入に向けた調査研究を行います。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	老朽化した施設は、維持補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努めます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来の水需要を見ながら、必要に応じて検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	将来の水需要を見ながら、必要に応じて検討します。

そ の 他 の 取 組	現段階では、検討事項はありません。
-------------	-------------------

② 財源についての検討状況等

料 金	今後の給水区域拡大が見込めず、水需要減少による料金収入の減少が見込まれます。料金改定は、限られた水道使用者に更なる負担を求めることになるため、困難な状況にあります。
企 業 債	建設改良費の財源として、国庫補助金の活用を検討したうえで、企業債を活用します。
繰 入 金	総務省が定める地方公営企業繰出基準に基き、一般会計からの繰入を行います。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現段階では、検討事項はありません。
そ の 他 の 取 組	現段階では、検討事項はありません。

5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営審議会において経営戦略の事後検証を行い、5年以内に見直すとともに必要に応じて改定します。
---------------------	--

(用語説明)

・PPP/PFIとは

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)は、官民が協同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービス提供を実現するという概念で、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

・ウォーターPPPとは

水道、下水道、工業用水道分野において、官民連携で、管理・更新を一体的にマネジメントする方式。

・DX(デジタルトランスフォーメーション)とは

業務をデジタル化し課題を解決するだけでなく、社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革する取組。

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,326	5,305	5,277	5,249	5,222	5,194	5,166	5,139	5,111	5,083
	(1) 料 金 収 入	5,323	5,302	5,274	5,246	5,219	5,191	5,163	5,136	5,108	5,080
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) 他 会 計 負 担 金										
	(4) 国 庫 補 助 金										
	(5) そ の 他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2. 営 業 外 収 益	38,180	32,905	32,691	33,464	32,688	31,170	29,994	29,248	28,361	28,139
	(1) 補 助 金	23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	他 会 計 補 助 金	23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	そ の 他 補 助 金										
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	14,736	14,688	14,664	14,594	13,955	13,561	12,540	12,224	11,866	11,652	
(3) そ の 他	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
収 入 計 (C)	43,506	38,210	37,968	38,713	37,910	36,364	35,160	34,387	33,472	33,222	
支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用	37,460	37,373	37,347	37,893	37,129	36,495	34,850	34,534	34,768	34,477
	(1) 職 員 給 与										
	基 本 給 付 費										
	退 職 給 付 費										
	そ の 他										
	(2) 経 費	16,986	16,986	16,986	17,626	17,626	17,626	17,626	17,626	18,297	18,297
	動 力 費	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
	修 繕 費	910	910	910	910	910	910	910	910	910	910
	材 料 費	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
	そ の 他	14,400	14,400	14,400	15,040	15,040	15,040	15,040	15,040	15,711	15,711
(3) 減 価 償 却 費	20,474	20,387	20,361	20,267	19,503	18,869	17,224	16,908	16,471	16,180	
2. 営 業 外 費 用	1,186	1,043	893	742	602	511	449	415	384	355	
(1) 支 払 利 息	1,186	1,043	893	742	602	511	449	415	384	355	
(2) そ の 他											
支 出 計 (D)	38,646	38,416	38,240	38,635	37,731	37,006	35,299	34,949	35,152	34,832	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	4,860	△ 206	△ 272	78	179	△ 642	△ 139	△ 562	△ 1,680	△ 1,610	
特 別 利 益 (F)											
特 別 損 失 (G)											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	4,860	△ 206	△ 272	78	179	△ 642	△ 139	△ 562	△ 1,680	△ 1,610	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
流 動 資 産 (J)	11,716	9,927	8,438	7,197	7,872	8,589	10,211	11,858	10,661	12,710	
うち 未 収 入 金	444	442	440	437	435	433	430	428	426	423	
流 動 負 債 (K)	13,519	14,065	14,214	14,366	10,488	8,277	6,204	5,772	5,772	5,276	
うち 建設改良費分											
うち 一時借入金											
うち 未 払 金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	5,326	5,305	5,277	5,249	5,222	5,194	5,166	5,139	5,111	5,083	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

投資・財政計画

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	1. 企業債										
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金										
	7. 固定資産売却代金										
	8. 受益者負担金										
	9. その他										
計 (A)	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)	5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210	
資本的支出	1. 建設改良費					5,332					
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金	12,519	13,065	13,214	13,366	9,488	7,277	5,204	4,772	4,246	4,276
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他											
計 (D)	12,519	13,065	13,214	13,366	14,820	7,277	5,204	4,772	4,246	4,276	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	6,583	6,838	6,914	6,992	5,052	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	6,583	6,838	6,914	6,992	4,567	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066
	2. 利益剰余金処分額										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他					485					
計 (F)	6,583	6,838	6,914	6,992	5,052	3,949	2,923	2,475	2,051	2,066	
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	126,569	113,504	100,290	86,924	77,436	70,159	72,232	65,387	65,913	67,956	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度									
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		23,442	18,215	18,025	18,868	18,731	17,607	17,452	17,022	16,493	16,485
	うち基準内繰入金	7,442	3,215	3,025	2,868	2,731	2,607	2,452	2,022	1,493	1,485
	うち基準外繰入金	16,000	15,000	15,000	16,000	16,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
資本的収支分		5,936	6,227	6,300	6,374	9,768	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	うち基準内繰入金	5,936	6,227	6,300	6,374	4,436	3,328	2,281	2,297	2,195	2,210
	うち基準外繰入金					5,332					
合 計		29,378	24,442	24,325	25,242	28,499	20,935	19,733	19,319	18,688	18,695

経営比較分析表（令和6年度決算）

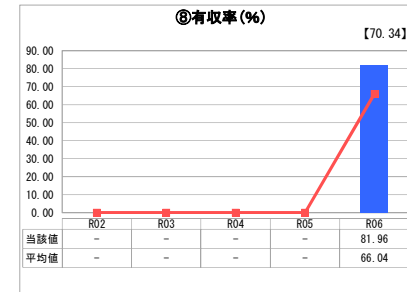
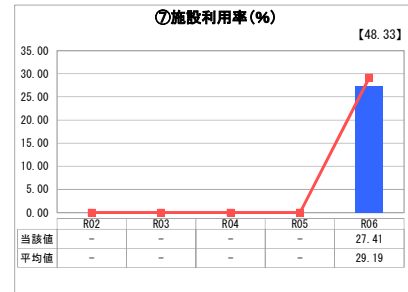
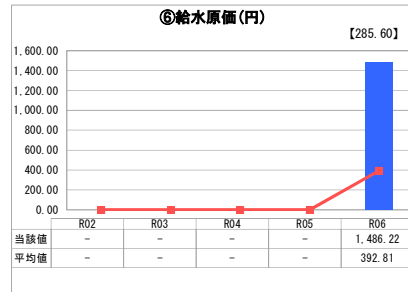
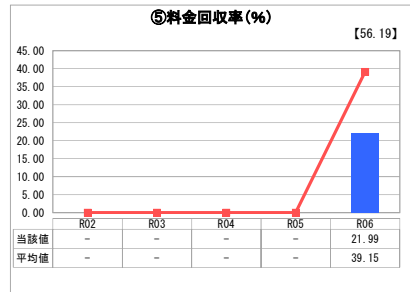
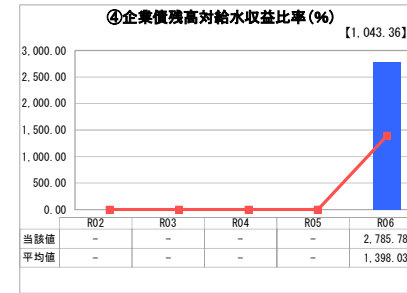
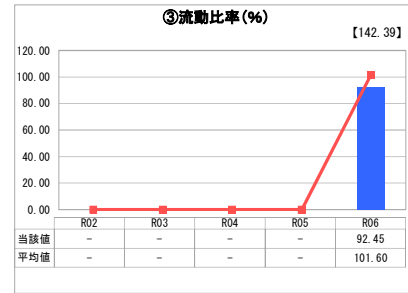
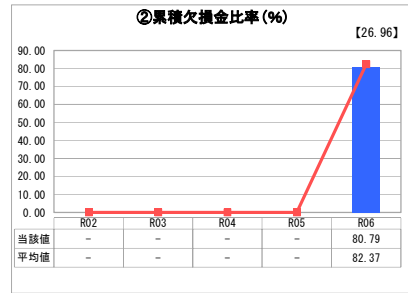
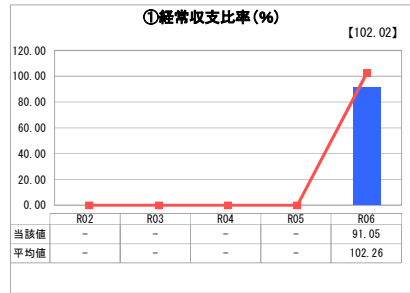
福岡県 新宮町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	71.61	0.64	5,660	

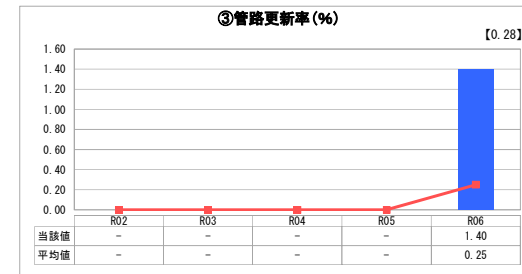
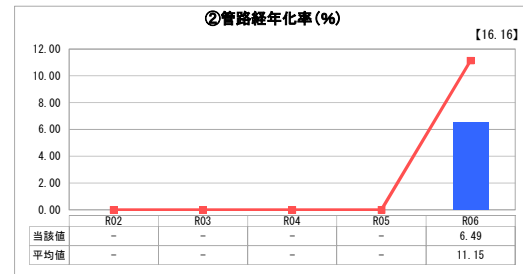
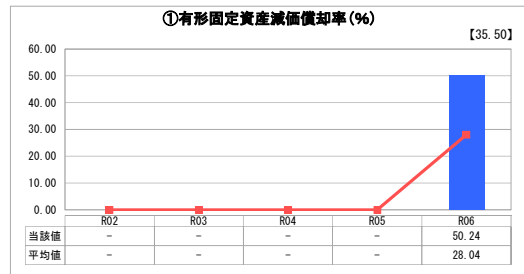
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
32,979	18.93	1,742.16
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
210	1.25	168.00

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は令和6年度から企業会計に移行しています。また、離島の相島地区での事業であるため、上水道事業に比べ約1.4倍の料金体系をとっています。

法適化初年度で単年度赤字となったことで、経常収支比率が100%を下回っており、累積欠損金も発生しています。

離島での簡易水道事業のため給水原価も高く、料金回収率は100%を大きく下回っており料金収入のみでは給水に係る費用の2割程度しか賄えていないことを示しています。

給水区域の拡大や配水量の増加は見込めないため、一般会計繰入金などにより経営改善を図っていきます。

また、企業債残高対給水収益比率は、平均値と比較して高くなっていますが、今後、企業債残高は減少していく見込みです。

現状では人口減少により料金を改定しても収益の増加は見込めない状況です。したがって、今後も一般会計からの繰入に頼らざるを得ない事業運営になるものと考えていますが、料金の在り方を検討していきます。

2. 老朽化の状況について

平成11年度から平成13年度までの基幹改良事業により約4割の配水管更新を実施してきました。未実施の配水管については随時実施してきました。

令和4年度から令和5年度にかけて浄水場等の機械電気設備の更新工事を実施しました。

令和6年度では、県事業工事に伴い、相島循環線配水管布設替工事を実施し、その際、耐震性に優れた管材を採用し、災害に強い管路整備を実施しました。

管路経年率は今後は増加していく見込みですが、経営状況を考慮しつつ、計画的な施設更新を実施していきます。

全体総括

料金回収率の改善には、給水収益の増加が必要となりますが、給水区域の拡大や配水量の増加は見込めないうえ、現状で高い設定の料金を値上げすることが難しいことから、給水収益の増加は見込めません。

令和6年度から企業会計に移行し、資産等の把握により、より計画的な施設の改築更新が可能となりますが、移行前と同様、一般会計からの繰入金に頼る事業運営となります。